

	老人居宅生活支援事業変更届	老人デイサービスセンター等事業変更届		
対象施設	老人居宅介護等事業（訪問介護等） 老人デイサービス事業 ★ 老人短期入所事業 ● 小規模多機能型居宅介護事業 認知症対応型老人共同生活援助事業 複合型サービス福祉事業	老人デイサービスセンター ★ 老人短期入所施設 ● 老人介護支援センター		
届出	変更日より1か月以内	変更日より1か月以内		
様式	様式第23号の2（愛媛県老人福祉法施行細則第13条の2関係）	様式第23号の4（愛媛県老人福祉法施行細則第13条の4関係）		
変更事項	(1) 事業の種類及び内容	○	(1) 施設の名称、種類及び所在地	○
	(2) 経営者の氏名及び住所		(2) 建物の規模及び構造並びに設備の概要	
	(3) 条例、定款、その他基本約款		(3) 職員の定数及び職務の内容	○
	(4) 職員の定数及び職務の内容	○	(4) 施設の長その他主な職員の氏名及び経歴	○
	(5) 主な職員の氏名及び経歴	○	(5) 事業を行おうとする区域	○
	(6) 事業を行おうとする区域	○	(6) 入所定員（老人短期入所施設）	○
	(7) 施設、サービスの拠点又は住居の名称、種類、所在地及び入所定員、登録定員		(7) 事業開始の年月日	○
	(8) 事業開始の年月日	○		

○は「老人居宅生活支援事業変更届」、「老人デイサービスセンター等事業変更届」の共通の変更事項。  
 （老人デイサービスセンターと老人短期入所施設は、○の事項を変更したときは両方の変更届が必要。）